

政令第 号

高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令

内閣は、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三条第一項第八号、第五条第一項第二号及び第二項第二号並びに第七十八条の三の規定に基づき、この政令を制定する。

高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号中「次条の表第一の項上欄」を「第四号」に改め、同項第四号中「二酸化炭素及び」を「ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、」に、「不活性のものに限る」を「難燃性を有するものとして経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものに限る。」又は空気（以下「第一種ガス」という）に改め、同項第八号中「可燃性のものを除く」を「第四号の経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものに限る」に改める。

第三条の表第一号中「ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン（難燃性を有するものとして経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものに限る。）又は空気（以下「及び」という。）を削る。

第四条の表第一号中「二酸化炭素及びフルオロカーボン（不活性のものに限る。）」を「第一種ガス」に改め、同表第二号中「不活性の」を「第二条第三項第四号の経済産業省令で定める可燃性の基準に適合する」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この政令は、令和三年十月二十七日から施行する。

### （高压ガスの製造等に係る届出等に関する経過措置）

第二条 この政令の施行の際現に高压ガス保安法（以下この条において「法」という。）第五条第一項又は第十四条第一項の許可を受けている者（冷凍のためヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素又は空気を圧縮し、又は液化して高压ガスの製造をする設備であつて、その一日の冷凍能力（法第五条第三項の経済産業省令で定める基準に従つて算定した一日の冷凍能力をいう。）が二十トン以上五十トン未満のものを使用する者に限る。）は、それぞれ法第五条第二項（第二号に係る部分に限る。）又は第十四条第四項の規定による届出をしたものとみなす。

2 この政令の施行の際現に法第五条第一項又は第十四条第一項の規定による許可の申請をしている者（前項に規定する設備を使用する者に限る。）は、それぞれ法第五条第二項（第二号に係る部分に限る。）又は第十四条第四項の規定による届出をしたものとみなす。

3 この政令の施行の際現に法第五条第一項の許可を受けている者（第一項に規定する設備を使用する者に限る。次項において同じ。）が当該許可を受けたところに従って法第十六条第一項に規定する高压ガスを貯蔵所において貯蔵するときは、当該貯蔵所は、同項の許可を受けて設置されたものとみなす。

4 この政令の施行の際現に法第五条第一項の許可を受けている者が当該許可を受けたところに従って法第十七条の二第一項に規定する高压ガスを貯蔵所において貯蔵するとき（前項に規定するときを除く。）は、当該貯蔵所は、同条第一項の規定による届出をして設置されたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 理由

最近における高圧ガスの使用実態の変化に鑑み、高圧ガス保安法の規定の適用を受けない高圧ガスの範囲を拡大する等の見直しを行う必要があるからである。